

## 第4節 児童福祉・母子保健

### 1 次世代育成支援行動計画推進

#### (1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

##### <計画の期間>

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

##### <実績>

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び住民代表で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

### 2 子育て支援事業

#### (1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

##### <目的・事業内容>

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

##### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 3歳未満、但し入院については就学前まで
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

##### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
国保	対象者	1,382	1,340	1,252	1,221	1,167
	件数	9,768	10,142	10,317	9,528	9,914
	金額(千円)	23,689	25,229	24,967	23,249	26,839
社保	対象者	4,912	5,007	4,930	4,929	4,732
	件数	35,222	36,577	36,730	37,269	39,117
	金額(千円)	83,640	91,408	87,023	90,247	102,393
計	対象者	6,294	6,347	6,182	6,150	5,899
	件数	44,990	46,719	47,047	46,797	39,117
	金額(千円)	107,329	116,637	111,990	113,496	129,232

- ※ 平成14年度10月から3歳未満の乳幼児の一部負担金が3割から2割に変更
- ※ 平成16年度1月から入院については、対象者を就学前まで拡大
- ※ 平成19年1月から3歳未満の初診・往診料が乳幼児医療の助成対象となる。

## (2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10, 県1/10, 市1/10 非被用者 国1/3 県1/3, 市1/3 特例給付 国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3 県1/3, 市1/3

### <目的・事業内容>

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

### <支給額>

区分		月額
3歳未満		10,000円
3歳以上	第1子分	5,000円
	第2子分	5,000円
	第3子以降分	10,000円

※19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給。

### <実績>

区分		年度	15	16	17	18	19
被用者	受給人員(延数)		19,818	19,465	19,151	21,177	21,652
	支給額(千円)		114,940	112,845	110,035	121,710	201,140
非被用者	受給人員(延数)		8,592	8,632	8,373	7,671	7,705
	支給額(千円)		51,805	52,180	50,490	45,735	71,990
特例給付	受給人員(延数)		2,630	2,842	2,641	716	324
	支給額(千円)		14,860	16,210	14,970	4,065	2,975
被用者小学校修了前 特例給付	受給延人員(人)		26,546	45,543	48,685	69,358	73,495
	支給額(千円)		154,270	262,640	280,155	395,715	418,355
非被用者小学校修了前 特例給付	受給延人員(人)		11,949	20,006	20,899	29,515	29,842
	支給額(千円)		69,705	116,250	122,045	171,135	173,105
計	受給人員(延数)		69,535	96,488	99,749	128,437	133,018
	支給額(千円)		405,580	560,125	577,695	738,360	867,565

※18年4月から、小学校第3学年修了前から小学校修了前までに改正

## (3) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

### <目的・事業内容>

手当を支給することにより、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 父と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,720円	41,710円～9,850円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

<実績>

年度		15	16	17	18	19	原因別			
新法	件数	1,471	1,530	1,613	1,619	1,644	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額(千円)	730,473	741,589	761,119	766,447	775,408	1,474	8	14	123
旧法	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)母子生活支援施設運営事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

<施設の概要>

名称	大牟田市母子生活支援施設		
所在地	大牟田市小浜町44-5		
敷地面積	2,080.96 m <sup>2</sup>	建築延面積	1,147.92 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート3階建 (昭和53年度全面改築)		
定員	20世帯		

<実績>

年度		15	16	17	18	19
区分	世帯数	(11) 137	(7) 92	(7) 95	(7) 85	(6) 71
	人員	(30) 365	(19) 229	(19) 229	(18) 220	(14) 166
措置費(千円)		21,638	14,944	13,600	12,340	11,377

※ ( )は月平均

※ 市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

### (5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所 管 課	児童家庭課
-------	--------------	-------	-------

#### <目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

#### <施設の概要>

平成9年4月1日設置

名 称	大牟田市立総合病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定 員	1 名

### (6)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課
-------	-----------------	-------	-------

#### <目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

#### <実 績>

##### ①内容別相談受付人数

相談内容		年度		
		17	18	19
養護相談	児童虐待	40	61	64
	その他	18	37	51
保健相談		0	2	0
障害相談		2	6	4
非行相談		0	1	0
育成相談		7	7	11
その他の相談		4	3	4
合 計		71	117	134

##### ②年齢別相談受付人数

年齢区分	17			18			19		
未就学児 (0～ 3歳)	19			35			41		
(4～6歳)	19			28			19		
小学校低学年 (1～3年生)	7			19			28		
高学年 (4～6年生)	11			20			21		
中学生 (12～15歳)	10			8			20		
～18歳	5			7			5		
合 計	71			117			134		

### (7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課
-------	----------------	-------	-------

#### <目的・事業内容>

保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行うため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、大牟田市子ども支援ネットワークを設置する。構成

機関を見直して、「大牟田市子育て支援センター」を18年度限りで削除し、19年度から「学識経験者」を新たに加える。20年度より、福岡法務局柳川支局と柳川人権擁護委員協議会が構成団体に加わるようになった。

<構成機関>

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校校長会
大牟田市中・養護学校校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

### 3 母子及び寡婦福祉

#### (1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

#### <母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付限度額	利息	種類		17年度貸付状況		18年度貸付状況		19年度貸付状況	
			寡婦	母子	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	2,830,000	3%	○	○						
事業継続資金	1,420,000		○	○						
修学資金	高校	公立 18,000	無利子	○	2	1,296,000	2	1,296,000	1	648,000
		私立 30,000	無利子	○	3	3,240,000	1	1,080,000		
	高等学校	公立 21,000	無利子	○						
		私立 32,000	無利子	○						
	大学	公立 45,000	無利子	○						
		私立 54,000	無利子	○	5	13,680,000			1	3,072,000
	専修短大	公立 45,000	無利子	○						
私立 53,000		無利子	○	4	6,000,000	3	3,432,000			
専修(一般課程)	29,000	無利子	○							
修業資金	50,000 (460,000)	無利子	○							
			○	2	2,280,000	4	3,660,000	1	600,000	

就学支援資金	高校等 75,000	無利子	○	2	485,000	4	525,000	1	300,000
	大学等 370,000		○	8	3,850,000	5	1,920,000	4	1,526,000
住宅資金	1,500,000 (特別 2,000,000)	3%	○			2	528,000		
			○						
就職支度資金	100,000 (220,000)	無利子	○						
技能取得資金	50,000 (460,000)	無利子	○						
			○			1	1,080,000	2	2,064,000
生活資金	103,000	3%	○						
			○			3	909,000	1	309,000
結婚資金	300,000	3%	○						
			○						
転宅資金	260,000	3%	○						
			○						
合計				26	30,831,000	25	14,430,500	11	8,519,000

※ 貸付限度額は、平成18年4月1日現在

※ 修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※ 技能習得資金の（ ）金額は、自動車運転免許の場合

※ 就職支度資金の（ ）金額は、自動車購入の場合

## (2)福岡県母子福祉協力員

### <目的・事業内容>

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

## (3)母子家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

### <目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦
- ・ 国民健康保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人又は被扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当施行令に定める額を超えていない者

### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
国保	対象者	2,499	2,550	2,497	2,453	2,377
	件数	35,639	38,246	40,664	42,311	42,873
	金額(千円)	164,980	167,124	160,386	157,587	146,778
社保	対象者	1,735	1,951	2,128	2,120	2,167
	件数	18,128	18,190	21,277	21,598	24,601
	金額(千円)	55,281	55,759	65,330	68,185	77,310

計	対象者	4,234	4,501	4,625	4,573	4,544
	件数	53,767	56,436	61,941	63,909	67,474
	金額(千円)	220,261	222,883	225,716	225,772	224,088

#### (4) 母子家庭等日常生活支援事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第17条・33条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 3/4 市 1/4

##### <目的・事業内容>

母子家庭等の生活を支援しその生活の安定を図るため、支援員を派遣する事業であり、平成16年度から実施したものの。

##### <実績>

区分 \ 年度	16	17	18	19
派遣希望登録世帯数(世帯)	32	26	23	22
支援員登録数(人)	14	10	6	9
利用世帯数(件)	1	0	1	1
事業費(千円)	45	0	21	31

#### (5) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

##### <目的・事業内容>

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したものの。

##### <対象資格>

- ・ 看護師(准看護師を含む)
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

##### <実績>

区分 \ 年度	17	18	19
12か月給付者(人)	3	1	3
8か月給付者(人)	6	1	1
給付者のうち資格取得者(人)	9	2	4
給付者のうち就職者(人)	9	2	4
事業費(千円)	8,652	2,060	4,532

## 4 保育事業

### (1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

#### <目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

#### <実 績>

年度		15	16	17	18	19
区 分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,140	2,140	2,210	2,240	2,240
	公立	170	170	170	170	170
	私立	1,970	1,970	2,040	2,070	2,070
公 立	人 員	(183)	(179)	(187)	(178)	(159)
	委託費(千円)	2,193	2,147	2,239	2,130	1,909
私 立	人 員	(2,086)	(2,073)	(2,148)	(2,191)	(2,151)
	委託費(千円)	25,026	24,870	25,773	26,294	25,811
管 外	人 員	(50)	(47)	(51)	(52)	(60)
	委託費(千円)	601	569	613	623	714
合 計	人 員	(2,319)	(2,299)	(2,385)	(2,421)	(2,370)
	委託費(千円)	27,820	27,586	28,625	29,047	28,434
	委託費(千円)	1,885,509	1,903,369	1,942,579	1,941,127	1,941,787

※ ( ) は月平均

### (2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、民間保育所に補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により援護を必要とする者を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

#### <実 績>

年度		15	16	17	18	19
養護児(障害児)保育	実施施設数	6	4	4	10	13
	児童数(延数)	156	133	191	215	233
	事業費(千円)	20,024	9,207	14,108	20,659	13,234

※ 養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数(延数)については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については平成16年度から私立保育所分



のみ計上。

### (3)一時保育事業

根拠法令等	大牟田市一時保育促進事業実施要綱 大牟田市一時保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不規則な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

#### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
一時保育	実施施設数	4	4	4	7	9
	児童数	(141) 6,790	(124) 5,935	(104) 5,009	(50) 4,196	(45) 4,828
	事業費(千円)	12,222	10,683	6,462	4,872	8,370

※ ( )は、1か所当たり月平均。

### (4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当

#### <目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

#### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	6
	児童数(月平均)	62	62	154	172	174
	事業費(千円)	28,101	27,830	27,755	27,635	8,200

※ 児童数(月平均)は、平成17年度より実利用児童数の平均。

16年度までは、月のうち利用が一番多い週を児童数月平均として計上。

### (5)つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階にお

いて平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

H19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体化に推進している。

### <実績>

区分	年度	
	18	19
登録組数(組)	(68) 408	(53) 641
利用組数(組)	(289) 1,731	(392) 4,698
利用人数(人)	(639) 3,834	(893) 10,716
講座開催回数(回)	5	12
講座参加人数(人)	83	317
子育て相談数(件)	30	97
リズム遊び開催数(回)	11	35
リズム遊び参加数(組)	195	721
事業費(千円)	2,600	3,592

※ ( )は、月平均。

### (6) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

### <目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
ショートステイ事業	利用者数	10	3	14	5	6
	延日数	50	8	109	16	25
	事業費(千円)	232	40	458	148	121
トワイライトステイ事業	利用者数	47	15	11	10	4
	延日数	73	28	49	17	6
	事業費(千円)	104	38	86	31	13

※ 平成15年度より事業名を「子育て支援短期利用事業」から「子育て短期支援事業」へ変更

### (7)乳幼児健康支援一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

#### <目的・事業内容>

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

#### <対象者>

生後2ヵ月から小学3年生まで

#### <実績>

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
利用児童数(月平均・人)	240(20)	336(28)	243(20)	377(31)	277(23)
事業費(千円)	4,060	4,403	4,279	4,563	4,234

### (8)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国1/2 市1/2相当

※ 平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

#### <目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

#### <会員>

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

#### <実績>

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
会員数	332	526	702	825	837
活動数(月平均)件	590(49)	1,075(90)	1,313(109)	1,234(103)	1,132(94)

※ 平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、7月から活動開始

### (9)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	各学童保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

#### <目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児

童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所を設置運営するものである。

管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

### <対象児童>

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

### <実績>

区分		年度				
		H15	H16	H17	H18	H19
三池学童保育所	月平均	40	39	41	41	41
	延人員	481	474	497	486	496
高取学童保育所	月平均	32	28	29	33	29
	延人員	395	345	348	392	345
中友学童保育所	月平均	34	34	36	49	40
	延人員	415	416	436	586	472
三川学童保育所	月平均	36	33	36	38	36
	延人員	441	399	437	460	434
白川学童保育所	月平均	39	39	42	41	41
	延人員	477	477	509	496	494
銀水学童保育所	月平均	40	42	39	44	43
	延人員	480	510	478	532	511
吉野学童保育所	月平均	37	39	38	41	43
	延人員	454	473	464	501	510
笹原学童保育所	月平均	30	37	32	32	29
	延人員	365	445	395	385	352
大牟田学童保育所	月平均	10	30	29	36	42
	延人員	123	370	353	435	509
手鎌学童保育所	月平均	-	33	40	46	53
	延人員	-	399	489	547	630
駛馬北学童保育所	月平均	-	-	13	26	28
	延人員	-	-	166	311	340
羽山台学童保育所	月平均	-	-	-	27	38
	延人員	-	-	-	326	459
明治学童保育所	月平均	-	-	-	-	21
	延人員	-	-	-	-	254
計	月平均	298	354	375	455	484
	延人員	3,631	4,308	4,572	5,457	5,806
定員		360	400	440	480	520
事業費(千円)		65,168	75,141	83,560	51,013	53,205

- ※ 平成10年7月1日 白川学童保育所開所  
 平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所  
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所  
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所  
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所  
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所  
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所  
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所

## 5 母子医療事業

### (1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第17条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### <目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

#### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
新規申請者数		26	19	19	27	13
出生時 体重	1,000 g 以下	3	3	1	4	1
	1,001～1,500 g	12	4	1	5	4
	1,501～1,800 g	6	1	6	4	5
	1,801～2,000 g	3	8	7	9	3
	2,000 g 以上	2	3	4	5	0

### (2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	母子保健法 第17条 大牟田市妊娠中毒症等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)および糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が3万円以内の世帯に属するものが対象となる。

#### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
申請者数		1	0	0	2	0

### (3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18. 3. 31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18. 4. 1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

#### <目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
申請件数		32	30	30	39	35
給付内訳	肢体不自由	7	2	4	11	2
	視覚障害	0	0	0	1	0
	聴覚・平衡機能障害	1	0	2	1	3
	音声・言語・そしゃく機能障害	8	10	4	4	15
	心臓機能障害	8	7	8	9	9
	腎臓機能障害	0	1	3	0	0
	その他	8	10	9	13	6

(4)小児慢性特定疾患医療

根拠法令等	福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度									
		15		16		17		18		19	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		23	53	20	65	29	58	20	63	19	77
給付内訳	悪性新生物	7	18	3	24	9	16	9	21	3	21
	慢性腎疾患	1	0	3	1	5	1	3	2	0	3
	慢性呼吸器疾患	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	慢性心疾患	0	0	1	0	0	1	0	1	3	2
	内分泌疾患	8	16	7	18	2	18	6	19	8	23
	膠原病	1	2	2	4	1	4	0	3	0	4
	糖尿病	2	5	2	6	3	8	1	6	3	10
	先天性代謝異常	0	5	1	3	3	1	1	4	0	4
	血友病等血液疾患	3	6	1	9	1	6	0	4	1	6
	神経・筋疾患	0	0	0	0	5	1	0	1	1	2
慢性消化器疾患	—	—	0	0	0	2	0	2	0	2	

(5)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。19年4月より、助成期間が2年から5年に延長され、また、年度中の申請が1回から2回へと拡充された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。  
実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

**<実績>**

年度 区分	16	17	18	19
申請者数	8	10	24	40

## 6 母子健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要領 B型肝炎母子感染防止事業実施要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10

**<目的・事業内容>**

妊婦健康診査（一般2回、精密、HBs抗原検査、35歳以上の妊婦に超音波検査）を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

**<実績>**

年度		15	16	17	18	19
妊婦一般 健康診査	合計	1,899	1,730	1,704	1,849	1,735
	内1回目	953	885	872	952	886
	内2回目	946	845	832	897	849
精密検査		0	0	0	0	0
HBs抗原検査		953	884	869	952	886
超音波検査		123	111	101	131	157
委託料(千円)		12,564	11,245	11,126	12,193	11,590

### (2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10 平成16年度までは1歳6か月児 と3歳児は国からの補助あり

**<目的・事業内容>**

乳幼児健康診査（4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

4か月児健診は平成16年4月から、10か月児健診は平成10年1月から、1歳6か月児健診は平成13年4月から、3歳児健診は平成16年4月から医療機関に委託している。

<実績>

区分		年度					
		15	16	17	18	19	
乳児	4か月児 健康診査	対象人員	1,014	977	862	933	954
		受診実人員	1,012	914	851	905	939
	10か月児 健康診査	対象人員	968	1,032	899	889	964
		受診実人員	891	958	854	812	919
	精密検査数		34	31	36	29	22
委託料(千円)		※ 4,965	10,081	9,193	9,155	6,913	
幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	988	988	979	873	892
		受診実人員	900	898	913	831	851
		精密検査数	18	10	11	7	10
		委託料(千円)	4,870	4,825	4,914	4,455	4,192
	3歳児 健康診査	対象人員	1,077	1,022	988	1,031	928
		受診実人員	1,010	876	864	974	854
		精密検査数	79	32	35	32	16
		委託料(千円)	—	4,732	4,679	5,273	3,646

H15年度中※10か月児健診と精密検査のみの金額。4か月児健診は委託せず保健所で実施していた。

(3)乳幼児経過観察健診

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する健康相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する健康相談。月5回、予約制。

<実績>

受診者数(延)

区分		年度				
		15	16	17	18	19
発達クリニック		127	120	113	118	125
ことばとこころの相談		210	196	200	180	161

7 母子保健指導事業

(1)母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。



<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
妊 婦	妊娠届出数	997	898	888	972	895
	実人数	358	908	819	964	997
	延人数	422	936	989	977	998
産 婦	実人数	1,165	906	717	662	667
	延人数	1,173	1,013	744	689	733
乳 児	実人数	272	949	973	1523	1,274
	健診の事後指導 (再掲)	143	261	259	254	226
	延人数	288	1,874	1,712	2433	1,984
幼 児	実人数	234	418	400	673	556
	健診の事後指導 (再掲)	115	165	163	244	248
	延人数	673	606	534	1039	691
電話相談	延人数	715	926	875	834	1,071

(2)母子保健健康教育

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊婦体験等を通じて親としての自覚を促す。また、子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。随時育児相談にも応じる。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体操やリラクゼーションなどを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。
- ・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
パパママ専科	回 数	3	3	3	3	3
	参加人数	108	118	70	77	94
ママのほっと スペース	回 数	12	12	12	12	12
	参加人数	184	276	320	294	252
赤ちゃん広場	回 数	12	12	12	12	12
	参加人数	509	810	735	764	662

親と子のきずな講座 「おっぱい教室」	回数	6	6	6	6	6
	参加人数	116組	101組	126	101	245
ベビーマッサージ 教室	回数			4	4	4
	参加人数			146	209	218
出前講座	回数					5
	参加人数					100

### (3)訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする

妊婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

新生児の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

#### <実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
妊婦	実人員	2	3	2	31	8
	延人員	5	3	3	36	9
産婦	実人員	212	224	277	399	553
	延人員	250	252	325	469	609
新生児 (未熟児を除く)	実人員	207	212	221	334	542
	延人員	235	223	237	370	578
未熟児	実人員	19	15	11	15	7
	延人員	20	27	17	21	7
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	25	158	92	73	81
	延人員	54	197	128	130	116
幼児	実人員	275	201	291	285	295
	延人員	411	295	480	409	383
その他	実人員				21	23
	延人員				42	45

## 8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

### (1)歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10 H15 年度まで 国 1/3 市 2/3

#### <目的・事業内容>

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・1歳児・1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
妊婦	対象人数	997	898	888	972	
	実人数	917	828	818	862	
1歳児	対象人数	974	1,026	913	862	967
	実人数	614	725	715	654	504
	延人数	632	740	726	682	
1歳6か月児	対象人数	988	974	981	890	880
	実人数	846	836	857	777	749
	延人数	946	954	993	878	842
3歳児	対象人数	1,077	985	968	1,041	936
	実人数	1,010	753	775	832	762

※ 「1歳6か月児歯科健康診査」は、平成12年度までは、1歳6か月児健康診査（身体）と同時に実施。平成13年度からは1歳6か月児健康診査（身体）が医療機関委託になったため、歯科健康診査のみ単独で行っている。

同じく「3歳児歯科健康診査」は、平成16年度より3歳児健康診査（身体）とは別に単独で行っている。

※ 「1歳児歯科健康診査」（平成18年度まで）「1歳6か月児歯科健康診査」では、要経過観察者の健康診査をしている。

※ 「妊婦歯科健康診査」は平成18年度まで実施。平成19年度から「妊婦歯科健康相談」として健康教育・個別相談のみ実施している。

(2) 歯科保健指導・相談事業

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育・相談や、歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施している。

<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
妊婦歯科健康相談						811
個別相談		335	550	671	723	97
歯科健康教育					42	49
フッ化物塗布		2,802	3,195	1,822	1,809	1,676
その他		1,457	1,434	1,303	1,435	1,489

※ フッ化物塗布は1歳児・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展、むし歯予防教室（H16年度で終了）にて行っている。

※ その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。